



## 災害時の緊急入所・福祉避難所の協定を締結しました

城東区では、災害が起こったときに学校などの災害時避難所等で生活することが困難な、介護を要する高齢者のために、専門的な対応が可能な介護・高齢者福祉施設に協力を呼びかけて、施設の一部を緊急入所・福祉避難所として使用の協力をいただける区内5施設と協定を締結しました。



問合せ 市民協働課(防災・防犯) ☎6930-9045 ☎6931-9999

## 緊急入所施設(3施設)

- 医療法人 史隆会 介護老人保健施設 幸成園(今福西3-1-16)
- 医療法人 晃和会 介護老人保健施設 放出ふれあいセンター(放出西2-18-4)
- 社会医療法人 大道会 介護老人保健施設 グリーンライフ(東中浜9-3-9)

## 福祉避難所(2施設)

- グリーンライフ株式会社 介護付有料老人ホーム エスペラル城東(鳴野西4-1-24)
- 株式会社スーパー・コート 介護付有料老人ホーム スーパー・コート大阪城公園(鳴野西2-19-28)

※災害時に各施設へ直接入所することはできません。各施設の受け入れ態勢が整ってから開設され、区役所を通じて入所していただけます。

## 4月から介護保険の「新しい総合事業」が始まります

## Q 「総合事業」ってなに？

団塊の世代の方々が全て75歳以上となる2025年に向けて、ひとり暮らしの高齢者や夫婦のみの高齢者世帯、認知症高齢者がますます増加していくと予想されます。

高齢になっても、いつまでも住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、**高齢者自身も、要介護状態にならないように介護予防に取り組む**ことが非常に重要です。

▶▶  
そのために  
▶▶

- 参加者や通いの場が継続的に拡大していくような地域づくりを推進

住民主体の体操・運動等の通いの場を充実させ、人と人とのつながりができるようにします。

- 多様な主体による多様なサービスの充実

何らかの支援が必要となった場合には、その方の状態にあったサービスの提供を行えるようにします。

これらの取組みを進めるために、介護保険制度において創設されたのが、「介護予防・日常生活支援総合事業」(総合事業)です。

## Q なにか変わるの？

「総合事業」では、要支援の方の訪問介護、通所介護が、「訪問型サービス」(3種類)、「通所型サービス」(3種類)と、サービスの種類が増えます。それ以外のサービス(福祉用具や訪問看護など)はこれまでと変わりません。

## Q 今使っているサービスが使えなくなるの？

現在利用されているサービスは、引き続き利用することができます。また、新しいサービスに変更することもできますので、担当のケアマネジャーにご相談ください。

## Q 4月以降に新しくサービスを利用する場合はどうなるの？

要支援認定やサービス利用の手続きは、これまでと変わりません。心身の状態に応じたサービスを利用することができます。

問合せ 保健福祉センター保健福祉課(介護) ☎6930-9859 ☎6932-1295  
福祉局介護保険課(保険給付) ☎6208-8059 ☎6202-6964